

議案第 88 号

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 17 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置を行うことを踏まえ、
教育長の給与についても同様の削減措置を行おうとするものである。

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 3 平成22年4月1日から平成24年10月13日までの間における教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその $\frac{7}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。